

幸田町地域公共交通会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うために設置する幸田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するとともに、交通計画に位置付けられた事業を実施する。

- (1) 幸田町の総合的な交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うこと。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。
- (4) その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 町民又は利用者の代表者
- (5) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (6) 愛知県の関係行政機関の職員
- (7) 道路管理者、愛知県警察、学識経験者その他交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱又は任命された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(報酬等)

第5条 委員の報酬は、日額7,300円とする。

2 委員が交通会議の会議（以下「会議」という。）に出席するために必要な交通費及び委

員が交通会議の職務のための旅行に必要な交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算し、支給する。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから町長の指名により定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨及び代理人の氏名等を会長に届け出ることで、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めたときは、非公開とすることができる。
- 6 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(協議済み事項の軽微な修正等)

第9条 会議において協議が調った事項で次に掲げるものについては、関係者と協議の上、会議での協議を省略することができる。

- (1) 停留所の名称の変更
- (2) 停留所の新設又は廃止を伴わない経路の変更(運賃又は料金について、設定又は変更を要するものを除く。)
- (3) 経路の変更を伴わない停留所の新設、位置変更等(運賃又は料金について、設定又は変更を要するものを除く。)
- (4) 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正

(書面による決議)

第10条 会長は、次に掲げる場合は、会議を招集することに代え、書面による決議を求めることができる。

- (1) 前条に定めるもののほか、軽微な事項を議事とするとき。
- (2) 緊急を要する事項を議事とするとき。

(3) 災害の発生又は感染症のまん延等により、会議の招集が困難なとき。

(4) その他会長が特に必要と認めたとき。

(分科会)

第11条 会長は、第2条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第13条 交通会議の事務局は、企画政策課に置く。

(経費の負担)

第14条 交通会議の運営に要する経費は、原則として幸田町が負担する。

(財務に関する事項)

第15条 交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。

3 監査委員は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。